

◇ 確定申告 ◇

2016年、今年も確定申告の時期がもうすぐやってきます。昨年に新築住宅にご入居の皆様は、住宅ローン控除の申告をお近くの管轄税務署か市役所、役場などへ申請が必要となりますので忘れないようにして下さい。尚、住宅取得等資金贈与の非課税特例の対象者の方も手続きが必要です。

◇ 住宅ローン控除 ◇

■住宅ローン控除の要件

- ・合計所得が3,000万円以下の人であること
- ・ローンの返済期間が10年以上であること
- ・取得または増改築してから6か月以内に住むこと
- ・住宅の床面積が50平方メートル以上であること
- ・店舗と住宅の併用物件の場合は、床面積の半分以上がもっぱら居住用に使われていること

■控除を受けるための必要添付書類

- ・昨年末のローンの残高証明（銀行から送ってきたもの）
- ・土地、建物の契約書
- ・家屋の登記事項証明書（法務局）
- ・住民票1通（市町村の役所）
- ・源泉徴収票（勤務先）
- ・還付振込用の口座番号
- ・印鑑（実印でなくても大丈夫）
- ・長期優良住宅を申請して証明書を得ている方はその証明書

以上の書式などを準備していけば、現地で係りの人が申請書類を作成します。約1ヶ月で前年支払っている所得税分が還付されます。

控除分に満たない場合は住民税で調整されます。翌年からは勤務先の年末調整で控除されますので確定申告の必要はありません。

手続きは、決して難しくないので、期日がくると申請場所に大勢の方が押し寄せます。

段取りよく事前に準備して混雑しないうちに、お早めに出向かれることをお勧めします。

◇ 住宅取得等資金贈与の非課税特例 ◇

平成27年1月1日から12月31日までの間に20歳以上（贈与の年の1月1日現在）の者がその直系尊属である者（父母とか祖父母）から受ける、自らの居住用家屋の取得に充てるための金銭の贈与については、下記の金銭まで贈与税が課されません。

ただし、受贈者の贈与を受けた年の合計所得金額が、2,000万円以下でなければこの非課税の適用を受けることができません。

契約の締結機関	良質な住宅家屋	左記以外の住宅家屋
平成27年1月～12月	1,500万円	1,000万円

- ・「良質な住宅用家屋」とは、省エネルギー対策等級4（平成27年4月以降は断熱等性能等級4）または耐震等級2以上もしくは免震建築物に該当する住宅用家屋を言います。
- ・暦年贈与制度、相続時精算課税制度のいずれかに追加が可能。
- ・床面積の上限は240㎡以下（相続時精算課税制度では制限はない）。

上記特例を受けるための必要添付書類は、新築した住宅用家屋の登記事項証明、贈与した者の住民票の写し、受贈者の住民票の写し（入居した日以降に作成されたもの）、受贈者の戸籍謄本又は抄本及び戸籍の付票写し等が必要です。

（著 山田増雄）

※ 太の知恵 ※

ご飯に芯ができた時

せっかくご飯を炊いたのに、お水の量が少なかったり、研いですぐ炊くと、芯がでちゃうことがあるよね。

でもね、そんな時、いい方法があるんだよ。

ご飯にね、お箸で穴を数箇所開けるんだよ。その穴にね、お水か日本酒を小さじ1杯くらい振り掛けて、弱火で蒸すんだよ。

こうするとね、芯がなくなるよ。日本酒を振り掛けた時はね、風味が出てくるよ。試してごらん。もし電子レンジがあるんだったらね、ご飯を器に移してから、お水か日本酒を少量たらし、ラップをしてから加熱するんだよ。

そうするとね、芯もなくなって、ふっくら仕上がるよ。